

# 市 営 住 宅 使 用 誓 約 書

年 月 日

岡谷市長 殿

申請者

事業者名

事業者住所

電話番号

代表者氏名

私（事業者）は、市営住宅を使用するに当たり、下記事項を遵守します。  
岡谷市に対しご迷惑をおかけしたときは、一切の責任を負います。

## － 記 －

- 1 入居者全員が岡谷市に住民登録を行い、この確認のため市営住宅担当者が住民記録を閲覧することに同意します。
- 2 使用料を3か月以上滞納したときは、速やかに市営住宅を明け渡します。
- 3 風呂釜及び浴槽を設置されているものを継続使用する場合は、責任を持って維持管理をし、故障による修理又は買い替えが生じたときには、修理費用又は設置及び撤去に係る費用を全額負担します。
- 4 他の入居者に迷惑を及ぼす行為、ペットの飼育（一時預かりを含む）、その他の保管義務違反があった場合には、速やかに市営住宅を明け渡します。
- 5 私（事業者）及び入居者が暴力団関係者であることが判明したときは、市営住宅を明け渡します。
- 6 退去する際は、入居期間に関わらず、畳の表替え、障子紙・襖紙の張替え及び自己の責めに帰すべき事由によって破損した部分の修繕をします。
- 7 入居者に変更があるときは速やかに届け出ます。
- 8 虚偽の申請があり、明け渡しの請求があったときは、速やかに市営住宅を明け渡します。